

平成30（2018）年度

東京大学大学院公共政策学教育部

専門職学位課程学生募集要項 〔職業人選抜〕

教育研究上の目的

公共政策学教育部専門職学位課程の教育研究の目的は、国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要となる政策と制度を構想する力を持ち、またコミュニケーションと合意形成の能力にも秀でた、国家機関・地方自治体の公務員、国際組織やNGOの職員、シンクタンクに勤めるエコノミストや政策アナリストなど、時代の要請に応える政策実務家を育成することである。

※詳細は下記を参照

<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/>

求める学生像

公共政策学教育部専門職学位課程は、教育研究上の目的に定める人材を養成するため、以下の資質を持つ学生を求める。

- ・ 大学院で獲得した高度な専門知識と実務的な能力を礎に、高い倫理観をもった公共政策に関わるプロフェッショナル及びリーダーとして内外での活躍を目指す人。
- ・ 現代社会が直面する諸課題を適切に認識し、これらの課題に対する対応策を構築・評価して、国民に対してこれらを伝達し、合意を形成することができる人。
- ・ 政策立案、実施、評価能力の基礎となるレベルの高い法律学、政治学、経済学についてバランスよく学習し、これを具体的な実践と結びつけることができる人。

公共政策学教育部専門職学位課程は、教育・訓練を受けた人が、法学・政治学・経済学・国際関係論を横断した幅広い知識を獲得するとともに、また実務で求められる必要なスキルも身につけることができるように、教育科目にも、また教育内容や方法にも、これまでの大学院教育には見られなかった、さまざまな新しい発想や工夫を取り入れている。大学の専門教育において法学・政治学・経済学・国際関係論などを学んだ人はもちろん、これから学ぼうとする人も、職業人としての実務経験を踏まえてさらに深く学ぼうとする人からの積極的な出願を期待する。

入学者選抜においては、以下の点が問われる。

- ・ 志望分野に関する知識とともに、公共政策学全般にわたって基礎知識をもっていること。
- ・ 志望分野において自らが主体的に課題を発見し、自らが有する専門知識に基づいてそれを解決する能力をもつ人材になりうる基礎をもっていること。
- ・ 将来国際的な場でも活躍しうる語学能力の基礎をもっていること。

1. 出願資格

出願時において、官公庁・企業等に在職中であり、2年以上の実務経験を有する者で、入学時以降においても在職の見込みのある者

- (1) 日本の大学を卒業した者及び平成30(2018)年3月31日までに卒業見込みの者(注1)
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30(2018)年3月31日までに修了見込みの者(注2)
- (3) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について当該外国政府又は関係機関により評価を受けているものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成30(2018)年3月31日までに授与される見込みの者(注2)
- (4) 文部科学大臣の指定した者又は文部科学大臣が指定した教育施設等を修了した者及び平成30(2018)年3月31日までに修了見込みの者(注3)
- (5) 大学改革支援・学位授与機構により、学士の学位を授与された者及び平成30(2018)年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 個別の入学資格審査をもって、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本教育部において認めた者で、入学時において22歳に達しているもの(注1)(注4)

(注1) 上記(1)、(6)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。

(注2) 上記(2)、(3)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

(注3) 上記(4)に該当する者とは、次の学校又は教育施設の卒業生(修了者)等を示す。

- ・文部科学大臣の指定する外国学校日本校
- ・文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)
- ・旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校

(注4) ① 上記(6)に該当する者とは、上記(1)～(5)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業生(修了者)等で、個別の入学資格審査により、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本教育部において認めた者を示す。

② 上記(6)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、平成29(2017)年6月16日(金)までに本教育部(下記5.(1)エ)に申し出て、その指示に従うこと。

③ 入学資格審査で大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。

2. 募集人員及び選抜方法

(1) 募集人員

若干名

(2) 選抜方法

第一次選抜として入学願書審査・外国語審査を行い、第二次選抜として口述試験を行う。

1) 入学願書審査

入学願書には、所定の様式により、学業以外の活動の経過、大学院での学習計画及び学習計画と将来志望する進路との関係などについて記載したもの、エッセイ及び出身大学の学業成績を添付するものとする。願書審査はこれらの事項を総合的に判断して行う。

2) 外国語審査

公共政策学教育部では共通の外国語として英語を用いるので、入学志願者は英語の能力を示すため、平成27(2015)年7月19日～平成29(2017)年7月8日に受験したTOEFL (IBT, CBT又はPBTに限る。ITPは不可)の成績票を提出しなければならない。**詳細は5.(2)クを参照すること。**

ただし、英語を公用語とする国に所在する大学を卒業した者(平成30(2018)年3月31日までに卒業見込みの者を含む)は、卒業証明書等を提出すれば、TOEFL成績票の提出を免除する場合がある。該当する者は、本教育部(下記5.(1)エ)に問い合わせること。

なお、英語以外の言語の能力を示すために、TOEFL成績票に加え、その言語の能力を証明する書類を入学願書に添付することができる。これは第一次選抜における総合的判断材料として用いられる。

TOEFLの受験は、出願受付期間までに成績票を確実に取得できるよう十分な時間的余裕をもって行うこと。

3) 口述試験

入学願書審査、外国語審査の結果を総合的に判断したうえで、その上位者について口述試験を行う。

3. 試験期日及び場所

口述試験日：平成29(2017)年9月22日(金)

※受験対象者は、平成29(2017)年9月12日(火)午後2時に公共政策学教育部掲示場及びWebサイト(<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/>)に掲示する。口述試験の時間割及び場所は、本人宛に通知する。

4. 合格者の発表及び入学手続

(1) 入学許可を内定した者は、平成29(2017)年9月29日(金)午後2時に公共政策学教育部掲示場及びWebサイト(<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/>)に掲示する。

(2) 入学許可は、平成30(2018)年3月上旬に本人宛に通知する。

(3) 入学許可の通知を受けた者は、その際送付される入学手続に関する指示にしたがい、平成30(2018)年3月の所定の期日までに必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱うので注意すること。

(4) 官公庁・企業・団体等に在職のまま入学を希望する者は、入学手続の際に、在学期間中学業に専念させる旨の所属長の承諾書を提出すること。

(5) 入学時に必要な経費(平成30(2018)年度予定額)

(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

- ① 入 学 料 282,000円 (予定額)
- ② 授業料 前期分 267,900円 (年額535,800円) (予定額)

(注) 上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

5. 出 願 手 続

出願にあたっては、下記によるほか、「出願書類の作成等について」(P. 7～)を参照すること。

(1) 出願方法

ア. 出願は郵送に限る。

イ. 郵送にあたっては、出願書類等を一括して本教育部所定の封筒に入れ、書留郵便とすること。

ウ. 受付期間

平成29(2017)年7月19日(水)から7月25日(火)まで(ただし、平成29(2017)7月25日(火)までの消印があり、かつ7月26日(水)までに到着したものまで有効)。

エ. あて先 東京大学大学院公共政策学教育部
〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 03-5841-1349

(2) 出願書類等

ア. 入学願書 本教育部所定の用紙に所要事項を記入したもの。

イ. 推薦書2通 本教育部所定の用紙に所要事項を記入したもの。

※推薦者は、本人の人物・能力を証明できる者とする。ただし、2名の推薦者のうち少なくとも1名は、所属する組織の上司等とすること。

ウ. 受験票 本教育部所定の用紙に所要事項を記入したもの。

エ. 写真票 本教育部所定の用紙に所要事項を記入したもの。

オ. 学習計画書 本教育部所定の用紙に記入すること。

カ. エッセイ 本教育部所定の用紙に記入すること。

キ. 成績証明書 出身学校において発行されたもの。

ク. TOEFL成績票 平成27(2015)年7月19日～平成29(2017)年7月8日に受験したTOEFL (IBT, CBT又はPBTに限る。ITPは不可)の成績票(出願者本人の顔写真及びスコアが確認できるウェブ画面をA4用紙に印刷したもの)。

また、本教育部へ入学願書を提出する際、同時に、ETSに対し本教育部宛にTOEFL成績票(Official Score Report)を送付するよう本人から請求すること。**詳細は、6.(6)を参照すること。**

ケ. 写真3葉 3か月以内撮影の正面上半身無帽のものを、入学願書、受験票及び写真票に貼付して提出すること。

コ. 返信用封筒 本教育部所定の封筒に出願者本人のあて名を記入し、82円分の切手を貼ること。

サ. 連絡受信先シール 本教育部所定の用紙に記入すること。

シ. 検定料 30,000円 銀行振込もしくはコンビニエンスストア又はクレジットカードでの払込に限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となります。

【銀行振込の場合】

所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局は不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金

受取書（B票）は領収書なので、大切に保管すること。

※ゆうちょ銀行・郵便局、ATM、インターネット等での振り込みでは、「振込金受付証明書（C票）」が発行されないので利用しないこと。

【コンビニエンスストア又はクレジットカードでの払込の場合】

コンビニエンスストアは、セブン-イレブン、サークルK・サンクス、ローソン、ファミリーマート、ミニストップに限る。

実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学公共政策学教育部コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。出願に必要な収納証明書等は大切に扱うこと。なお、日本国外に在住する出願者のうち、上記の方法で検定料の納付ができない場合は、出願前のできるだけ早い時期に本教育部（上記5.（1）エ）に申し出て、その指示に従うこと。

（外国人出願者のうち、日本政府（文部科学省）奨学金留学生は検定料は不要。ただし、本学に在学中（研究生を含む）の者以外は、日本政府（文部科学省）奨学金留学生である証明書を提出すること。）

ス. 日本語の能力を示す証明書（日本語以外の言語を母語とする者のみ）

日本語以外の言語を母語とする受験者については、日本語能力を証明する書類として、次の二つのうち一つを添付するものとする。

- 1) 財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験1級の成績証明書の写し
- 2) 日本語担当教員又はこれに準ずる者による日本語学力証明書（所定用紙を使用し、日本語で作成されたもの）

なお、日本の高校、日本の大学及び日本の大学院のいずれかを卒業（修了）した者、および卒業（修了）見込みの者は提出する必要はない。

6. 注意事項

- (1) 他大学又は本学の他の研究科（教育部を含む）に重複して在籍することはできない。
- (2) TOEFLは、十分な時間的余裕をもって早めに受験すること。
- (3) 提出期日までに所定の書類が完備しない願書は受理しない。

ただし、本人に責のないやむを得ない理由で書類を完備できない場合には、本教育部（上記5.（1）エ）に申し出て、その指示に従うこと。

また、出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更・返却及び検定料の払い戻しはしない。

- (4) 受験票は平成29(2017)年8月9日(水)頃本人宛に郵送する。平成29(2017)年8月14日(月)までに到着しない場合は本教育部(上記5.（1）エ)へ連絡すること。
- (5) 障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願時に本教育部（上記5.（1）エ）に申し出ること。
- (6) 本教育部へ入学願書を提出する際、同時に、ETSに対し本教育部宛にTOEFL成績票(Official Score Report)を送付するよう出願者から請求すること（請求の際は東京大学大学院公共政策学教育部のInstitution Codeとして「**8554**」を用いること）。

ただし、入学願書に添付されたTOEFL成績票（出願者本人の顔写真及びスコアが確認できるウェブ画面をA4用紙に印刷したもの）と同じ受験時のものでなければならない。

受験者がETSに送付を請求しなかったために平成30(2018)年2月16日(金)までに成績票(Official Score Report)が本教育部へ届かなかったとき、あるいは、ETSから送付された成績票(Official Score Report)が入学願書に添付された成績票（出願者本人の顔写真及びスコアが確認できるウェブ画面をA4用紙に印刷したもの）と同一のものでなかったときは、合格を取り消す。

- (7) 外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (8) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (9) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係（学籍、修学等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (10) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある
- (11) 本教育部が募集する一般選抜と職業人選抜を同時に志願することはできない。
- (12) 入学願書における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。

平成29(2017)年4月